

神戸市新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所等に対する
サービス継続支援事業実施要綱

令和2年7月17日 福祉局長決定

(目的)

第1条 介護サービスは、要介護高齢者等やその家族の日常生活の維持にとって必要不可欠なものであるため、新型コロナウイルスの感染等によりサービス提供に必要な職員が不足した場合でもサービスの継続が求められること等から、本事業により、新型コロナウイルスの感染等による緊急時のサービス提供に必要な介護人材を確保し、職場環境の復旧・改善を支援することを目的とし、令和4年4月8日付老発0408第4号厚生労働省老健局長通知『令和4年度新型コロナウイルス感染症流行下における介護サービス事業所等のサービス提供体制確保事業の実施について』及び『令和4年度兵庫県福祉部補助金交付要綱』に基づき、本事業に関する補助金を交付するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 介護施設等

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護を除く）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅。

(2) 訪問系サービス事業所

訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所、訪問リハビリテーション事業所、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（訪問サービスに限る）並びに居宅介護支援事業所、福祉用具貸与事業所（第3条(1)を除く）及び居宅療養管理指導事業所。

(3) 短期入所系サービス事業所

短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（宿泊サービスに限る）並びに認知症対応型共同生活介護事業所（短期利用認知症対応型共同生活介護に限る）。

(4) 通所系サービス事業所

通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、療養通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）。

(5) 高齢者施設等

介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所

(6) 介護サービス事業所・施設等

以上の介護施設等、訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、通所系サービス事業所を総称したものをいう。

(対象事業所等)

第3条 以下の介護サービス事業所・施設等が、感染機会を減らしつつ、必要な介護サービスを継続して提供するために必要な経費について支援を行う。

(1) 新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等（休業要請を受けた事業所・施設等を含む。福祉用具貸与事業所を除く）

- ① 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む）
- ② 濃厚接触者に対応した訪問系サービス事業所、短期入所系サービス事業所、介護施設等
- ③ 神戸市から休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所
- ④ 感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査を実施した介護施設等（①、②の場合を除く）
- ⑤ 病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養を行った高齢者施設等

(2) 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い居宅でサービスを提供する通所系サービス事業所

(1)①、③以外の通所系サービス事業所（小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所（通いサービスに限る）を除く）であって、当該事業所の職員により、居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所（通常形態での通所サービス提供が困難であり、感染の未然に代替措置を取った場合（近隣自治体や近隣介護サービス事業所・施設等で感染者が発生している場合又は感染拡大地域で新型コロナウイルス感染症が流行している場合（感染者が一定数継続して発生している状況等）に限る））

(3) 感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（以下のいずれかに該当）の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う介護サービス事業所・施設等

- ・(1)の①又は③に該当する介護サービス事業所・施設等
- ・感染症の拡大防止の観点から必要があり、自主的に休業した介護サービス事業所

(対象経費・対象期間)

第4条 令和3年4月1日以降の、新型コロナウイルス感染症への対応において発生した通常の介護サービスの提供では想定されないかかり増し費用を助成対象とする（補助対象期間中に発生した経費に限る。介護報酬及び他の国庫補助金等で措置されているものは本事業の対象としない。）。

(1) 前条(1)①から③に該当する介護サービス事業所・施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

① 職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保
緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、帰宅困難職員の宿泊費、連携機関との連携に係る旅費、一定の要件に該当する自費検査費用（別添1のとおり。介護施設等に限る）

② 通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保
緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用

【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

③ 介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用

④ 感染性廃棄物の処理費用

⑤ 感染者又は濃厚接触者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用（備品は除く）

⑥ 通所系サービスの代替サービス提供のための費用

代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）

※なお、②、⑥については、代替サービス提供期間の分に限る。

(2) 前条(1)④に該当する介護施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

職員の感染等による人員不足に伴う介護人材の確保

一定の要件に該当する自費検査費用（別添1のとおり。（介護施設等に限る））

(3) 前条(1)⑤に該当する高齢者施設等

【緊急時の介護人材確保に係る費用、職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用（別添2のとおり。（高齢者施設等に限る））

(4) 前条(2)に該当する事業所

【緊急時の介護人材確保に係る費用】

① 通所系サービスの代替サービス提供に伴う介護人材の確保

緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用

【職場環境の復旧・環境整備に係る費用】

② 通所系サービスの代替サービス提供のための費用

代替場所の確保（使用料）、ヘルパー同行指導への謝金、代替場所や利用者宅への旅費、訪問サービス提供に必要な車や自転車のリース費用、通所できない利用者の安否確認等のためのタブレットのリース費用（通信費用は除く）

※なお、(4)①②については、代替サービス提供期間の分に限る。

(5) 前条(3)に該当する介護サービス事業所・施設等

【連携により緊急時の人材確保支援を行うための費用】

- ・感染が発生した介護サービス事業所・施設等からの利用者の受け入れに伴う介護人材確保
- ・感染が発生した介護サービス事業所・施設等への介護人材の応援派遣

のための、緊急雇用にかかる費用、割増賃金・手当、職業紹介料、損害賠償保険の加入費用、職員派遣に係る旅費・宿泊費

- 2 補助対象期間については、前項(1)(2)(3)(4)は利用者又は職員の感染が判明した日から利用者又は職員の感染のおそれなくなった日までとし、前項(5)は派遣（受入）開始日から終了日までとする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、予算の範囲内で別紙に掲げる単価及びその他の条件を基準とする。

なお、別添3に定める基準単価は年度単位で適用する。

- 2 1 介護サービス事業所・施設等につき、第3条(1)、(2)、(3)それぞれを基準単価まで助成することができる。
- 3 介護サービス事業所・施設等ごとに、基準単価と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額を補助額とする。なお、助成額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第6条 申請者は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を令和5年3月31日までに市長に提出しなければならない。なお、(4)・(5)・(6)については、該当する高齢者施設等がある場合とする。

- (1) サービス継続支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 介護事業者等サービス継続支援事業補助金所要額調書（その1）（別紙2）
- (3) 介護事業者等サービス継続支援事業補助金所要額内訳書（その1）（別紙3-1）
- (4) 感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用の対象となる施設等入所者一覧（別紙3-2）
- (5) 緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置適用期間中の追加補助対象分の所要額一覧（別紙3-3）
- (6) 感染対策等を行った上での施設内療養に要する費用の補助に係るチェックリスト（別紙3-4）
- (7) 介護事業者等サービス継続支援事業補助金所要額調書（その2）（別紙2）
- (8) 介護事業者等サービス継続支援事業補助金所要額内訳書（その2）（別紙3）
- (9) 通帳の写し等金融機関情報が確認できる資料
- (10) その他市長が必要と認める資料

（交付の決定等）

第7条 市長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請後1ヶ月以内に申請者に通知のうえ、補助金を交付するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書（様式第2号）
 - (2) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、交付決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者に対し以下の条件を付するものとする。

- (1) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、市長の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
 - (2) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を神戸市に納付させることがある。
 - (3) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
 - (4) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む）には、別に定める様式により、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに速やかに神戸市長に報告しなければならない。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を神戸市に返還しなければならない。
 - (5) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について領収証書等の証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止に係る承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。
- 3 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。
- (1) 補助金不交付決定通知書（様式第3号）
 - (2) その他市長が必要と認める書類

（交付決定の取消し）

- 第8条 市長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により当該補助事業者等に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

（その他）

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行し、様式第1号及び様式第4号から様式第6号については令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年6月20日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 この要綱の施行の際、改正前の様式1号については、当分の間、なお使用することができる。